



消食表第439号

平成22年12月7日

都道府県  
各保健所設置市  
特別区]衛生主管部(局)長 殿

消費者庁食品表示課長



### 加工食品のアレルギー表示制度の徹底について

標記については、平成20年11月28日付け食安監発第1128002号「加工食品のアレルギー表示制度の徹底について」(厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知。以下「旧通知」という。)等により、アレルギー表示に関する監視指導にあたっての留意点を示しているところです。

今般、ある製粉会社が製造した米粉に小麦グルテンが使用されていたにもかかわらず、小麦を含む旨の表示がなされていなかったため、この米粉を用いて米粉パンを製造したパン製造者が、小麦が含まれていないものと誤認して小麦のアレルギー表示をせずに米粉パンを販売し、その結果、小麦アレルギー患者がこの米粉パンを喫食して、アレルギー症状を呈するという事例がありました。

食品衛生法では、一般消費者へ販売される場合、業者間で取引される場合のいずれにおいても、表示に関する取扱いに違いはなく、表示義務がある食品については、販売に際して適切に表示を行う必要があり、アレルギーに関する適切な情報伝達がなされない場合、アレルギー患者にとって、最終製品が危害要因となることも考えられます。

また、インターネット上で、アレルギー患者が食べられると称する卵の販売サイトが確認され、別添の通り注意喚起を行いました。

ついては、アレルギー表示制度の趣旨に鑑み、アレルギー表示の監視指導の際には適かつ厳格に対処いただくとともに、有症苦情の対応にあたっても遺漏のないよう特段の対応をお願いします。

また、食品衛生法で表示義務がない食品を販売する場合や飲食店で提供される食品については、アレルギー表示がなされなくても食品衛生法違反ではないものの、アレルギー患者への危害を防止するため、アレルギーに関する情報伝達が適切になされるよう、食品等事業者へ情報提供をお願いします。

これに伴い、旧通知により通知した内容を下記のとおり変更し、新たに本通知を発出し、本通知の制定に伴い、旧通知は廃止する。

## 記

### 1 アレルギー表示に係る監視指導

平成 13 年 3 月 21 日付け食企発第 2 号・食監発第 46 号に基づき、食品等事業者（以下「事業者」という。）に対する調査を実施する場合には、次の事項に留意すること。

- (1) 製造、販売した製品についての製造、販売等に係る関係書類を調査すること。特に原材料の表示等、製品の原材料が明らかとなる書類を調査すること。  
具体的には、原材料及び製品の仕入れ時に、販売元の事業者から特定原材料の有無についての製造記録を求めているかどうかを確認するなど、製品の表示が適切に行われるための措置を講じているかどうかを確認すること。
- (2) 調査結果に基づき、輸入、製造、流通、販売等に關係する他の事業者についても調査を行うこと。この場合にも、原因と考えられる特定原材料が含まれているかどうかについて、書類上の確認を行うこと。
- (3) 特定原材料を原材料として含む旨の表示がなされていない食品について、原材料として使用されている食品に特定原材料が含まれる旨が表示されている場合、製品である食品についても当該特定原材料が含まれることが表示等の書類により確認できることであること。
- (4) 製造、販売している製品の表示、広告、ホームページ上の記載に虚偽の又は誇大な内容が含まれることによりアレルギー患者が誤認し、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある場合には、事業者に対して当該記載を修正するよう指導する等、適切に対応するとともに、食品表示課へ情報提供を行うこと。

### 2 「アレルギー表示が不適切である」との有症苦情からの対応

- (1) 平成 13 年 3 月 21 日付け食企発第 2 号・食監発第 46 号に基づき、アレルギー患者やその家族等からの申出があり、かつ、医療機関への受診の結果、医師により特定原材料による食物アレルギーである旨の診断が行われた場合、当該患者の摂取した食品に特定原材料が含まれていたものと判断するとともに、原因食品を特定するため、
  - ・アレルギーの症状及び摂取から発症するまでの時間
  - ・当該患者のアレルギー症状の既往
  - ・アレルギーを引き起こしたと考えられる特定原材料
  - ・アレルギー症状発症前の行動及び喫食した食品
  - ・食品、容器包装等の残品の有無等の情報を収集すること。
- (2) 特定原材料の究明に当たっては、平成 22 年 9 月 10 日付け消食表第 286 号「アレルギー物質を含む食品の検査方法について」に基づき食品の検査を実施すること。
- (3) 事業者等に対する調査の結果及び措置事項については、患者等に十分に説明すること。

3 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）違反発見時等の措置  
平成 13 年 3 月 21 日付け食企発第 2 号・食監発第 46 号に基づき、特定原材料が含まれる食品に係る表示が訂正されるまでの間は、当該食品等の販売を行わないよう指導するとともに、必要に応じて法第 55 条に基づく措置等を検討すること。

#### 4 アレルギー表示に係る法違反事例の公表

- (1) アレルギー物質を含む食品に係る法違反事例において、当該違反食品の出荷又は販売先が不特定又は多数である場合は、事業者に対し、当該事例について社告、店頭告知等による周知を徹底するよう指導すること。
- (2) また、都道府県等においては、当該事例について公表（公表年月日、製造者又は販売者名、商品名、違反内容及び措置等）に努めるとともに、公表した事例について、消費者庁あて速やかに情報提供を行うこと。（情報提供があった法違反事例については、消費者庁ホームページ（<http://www.caa.go.jp/index.html>）上に掲載されることになる。）

#### 5 アレルギー表示制度の普及・啓発

法第 3 条に規定する事業者の責務及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、次の事項に留意すること。

- (1) 事業者に対し、消費者庁ホームページ上にも掲載している「アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック」及び「アレルギー物質を含む食品に関する表示 Q & A」等の資料を用い、研修会等を通じて、食物アレルギーの症状の重大性を認識させた上で、特定原材料の適切な表示及び食品中のアレルギー物質に関する情報提供を適切に行うこと。
- (2) 消費者に対し、消費者庁ホームページ上にも掲載している「アレルギー物質を含む食品に関する表示 Q & A」及び「加工食品に含まれるアレルギー物質の表示」等の資料を用い、アレルギー表示制度について普及・啓発を図ること。
- (3) 食品衛生監視員等に対し、研修会等を通じ、アレルギー表示に係る法令の内容、並びに平成 22 年 9 月 10 日付け消食表第 286 号に基づくアレルギー物質を含む食品の検査法及び検出結果の評価法（判断樹）等に係る再教育の実施を図ること。

## News Release

### 「アレルギー患者が食べられる」と称する卵の販売サイトに関する注意喚起について

平成22年10月29日  
消費者庁

#### 1. インターネットにおける事例

今般、インターネットにおいて「アレルギー患者が食べられる」と称する卵を販売しているサイトがいくつか認められました。

これらのサイトでは、「卵アレルギーの方にも食べていただいている」、「子供さんのアトピー（卵アレルギー）が出ない。くさみが卵アレルギーの最大の原因」、「卵アレルギーも起こりにくい卵をどうぞ」、「安心して生で食べられる卵。アレルギーの方もぜひ試してほしい」等と記載があり、当該サイトを見た方が卵アレルギー患者でも食べられると受け取られる内容となっております。

また、「卵アレルギーだった息子も、私共が作った卵だけは食べることが出来るようになった。私共の想いが卵アレルギーのお子様をお持ちのご家族様へ届き、安心を提供できれば…と考えている」といった旨の体験談を掲載しています。

#### 2. 卵アレルギーに関する専門家の見解

卵アレルギーの原因となるアレルゲンは卵の主要成分であり、卵アレルギーの患者は発症を防ぐためには、卵の摂取を避ける必要があります。

サイトに掲載された体験談が事実であっても、全ての患者に当てはまるとは言えず、感受性の高い卵アレルギー患者は、通常卵は食べられません。

アレルギー患者に対して卵を少量食べさせる減感作療法が研究されていますが、アナフィラキシーを発症した際に適切な蘇生措置を講じる必要があるため医師の立会いの下行われます。医師の立会いがないまま当該卵を摂取してアナフィラキシーを発症した場合、患者の生命に関わる可能性があります。

#### 3. 注意喚起

消費者庁としては、卵アレルギー患者が、これらのサイトの表現を信じて卵を購入し、摂取することがあれば、患者の生命に関わる可能性があるものとして、保健所を通じて、事業者に対し、卵アレルギー患者に誤解を与えない表現へ修正するよう指導しているところです。

また、これらの表現は、食品等に関して、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならないと規定する食品衛生法第20条に違反するおそれがあります。

広告内容にかかわらず、卵アレルギー患者のみなさまは、専門医の指導の下によるもの以外は、卵や卵を原料とする加工食品を食べないようにしてください。

# News Release

(参考)

・卵アレルギーとは

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギー（Food Allergy）と呼んでいます。卵アレルギーは、卵白の主要成分である卵白アルブミン、オボムコイド等がアレルゲンとなって引き起こされ、重症の場合、血圧低下、呼吸困難又は意識障害等、様々なアレルギー症状を呈し生命に危険が及ぶこともあります。

・アナフィラキシーとは

食物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる、即時型アレルギー反応のひとつの総称。皮膚、呼吸器、消化器など多臓器に症状が現れます。時に血圧低下などのショック症状を引き起こします。こうした生命を脅かす危険な状態をアナフィラキシーショックと呼びます。

・アトピー性皮膚炎とは

かゆみのある湿疹を主病変とする疾患であり、症状の悪化、軽快を繰り返します。アレルギー体质の人におこりやすい病気です。食物だけではなく、ハウスダスト等が原因となることもあります。

(消費者庁ホームページ関係情報)

アレルギー物質を含む食品に関する表示 Q&A

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin12.pdf>

アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin19.pdf>

《問い合わせ先》

消費者庁食品表示課 担当：江島、中田

Tel : 03-3507-9221